

佐賀県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行なう被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の認定登録に関し必要な事項を定める。

(宅地判定士)

第2条 宅地判定士とは、被災宅地危険度判定を実施するものとしてこの要綱に基づき、知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿(以下「宅地判定士名簿」という。)に登録した者をいう。

(認定登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住又は勤務する者で、次の各号いずれかに該当し、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者のうち、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会(以下「講習会」という。)を受講し、修了した者を宅地判定士として登録することができる。

- 一 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第17条各号又は都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号)第19条第1号イからトに該当する者
 - 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
 - 四 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定によらず、県内に居住又は勤務する者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して、前項各号に定めるものと同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

(認定登録の手続)

第4条 前条第1項に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、第12条に規定する講習会を終了した上で、氏名、住所、生年月日、勤務先の名称、住所及び電話番号並びに該当する資格要件を記載した申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第1項第1号又は第4号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び各々の認定登録要件を証明する書類
- 二 前条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する者については、被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）
- 三 申請書の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真）
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（登録証の交付）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めるとき及び第3条第2項により知事が認めるときは、申請者を宅地判定士名簿に登録するとともに、申請者に被災宅地危険度判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という）を交付するものとする。

2 登録の有効期限は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては知事が認めた日）から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などにより宅地判定士として適当でないと認めるときは、認定登録しない旨を当該申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、第2項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書（様式第5号。以下「変更届」という）及び登録証を、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 居住地
- 三 勤務先の名称、所在地及び電話番号

2 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

3 知事は第1項又は第2項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿を訂正し、

必要に応じて記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

(登録の更新)

第7条 登録の有効期限終了後も、引き続き宅地判定士として佐賀県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。

2 前項の規定により登録の更新をしようとする者は、登録の有効期限の終了する日までに、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書(様式第6号)及び現に有効な登録証を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに登録を行うとともに、新たな登録証を交付するものとする。

4 前項の規定による更新後の登録の有効期間については、第5条第2項の規定を準用する。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第7号)により知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに再交付された登録証を知事に返還しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届(様式第8号。以下「辞退届」という)に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第10条 知事は、宅地判定士として登録されている者について、登録証の更新に関する手続がなされなかった場合、登録の辞退届の提出があった場合又は宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

(判定調整員の登録)

第 1 1 条 知事は、宅地判定士である者のうち適当と認めるものを判定調整員として登録することができる。

2 前項の登録は、宅地判定士名簿に判定調整員である旨及びその認定年月日を記載することにより行うものとする。

(講習会)

第 1 2 条 県は、第 3 条第 1 項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識の習得及び技能向上のための講習会を実施する。

2 知事は、前項第 1 号の講習会の受講を修了したものに対し、受講修了証 (様式第 9 号) を発行する。

(被災宅地危険度判定士名簿)

第 1 3 条 知事は、第 5 条第 1 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 項、第 9 条第 2 項、第 1 0 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項に規定する宅地判定士名簿に関する手続を行った場合には、速やかにその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知するものとする。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 2 月 2 9 日から施行する。